

2021年4月1日
(改定 2022 年 4 月 1 日)

審判員の皆様へ

(一社) 東京都卓球連盟
審 判 委 員 会

日頃より、(一社)東京都卓球連盟の審判活動等にご協力いただき誠にありがとうございます。

また、(一社)東京都卓球連盟審判委員会(以下「委員会」という。)が例年4月に実施しております審判員有資格者を対象とした「審判活動アンケート」につきましてもご協力をいただき、ありがとうございます。

当該アンケートの中で、皆さまが記入された意見、要望、感想欄の内容につきましては、当委員会として出来るだけ審判活動等に反映できるよう会議等でも検討を行っているところです。

つきましては、皆さまからいただいた「審判活動アンケート」の意見、要望等を集約すると、概ね講習会関係、審判活動、派遣、更新に関する内容が多数を占めておりますので、これらの事項につきまして委員会としての基本的な考え方を審判員の皆様方に周知することとします。

今後の審判活動及び「審判活動アンケート」の回答の際に参考にしていただければ幸いです。

1. 講習会等について

(1) 講習会等に係る実態

- ① 公認レフェリー、上級公認審判員及び公認審判員(以下「全審判員」という。)の任期は、取得後又は更新後3年となっている。
- ② 任期更新については、公認レフェリー、上級公認審判員は、(公財)日本卓球協会ルール・審判委員会(以下「日卓協委員会」という。)が実施する所定の更新研修会を終了した者のみが、任期更新の資格が与えられる。

また、公認審判員については、

- イ. 審判活動を今後も継続して行う者については、委員会が実施する所定の更新研修会を終了した者のみが、任期更新の資格が与えられる
- ロ. 審判活動は行わないが、資格更新だけを希望する者については、更新研修会の受講を必須条件とはせず、必要書類、審判手帳、更新料等を事務局に郵送等することにより、任期更新の資格が与えられる
こととなっている。

(2) 更新研修会以外の講習会実施についての考え方

① 公認レフェリー、上級公認審判員が対象

イ. 講習会等の実施は、日卓協委員会が実施するものである。

ロ. 公認レフェリー、上級公認審判員については、ルールに精通し、的確な判断と敏速な対応ができる者として日卓協委員会から資格を付与されたものであり、また、審判実務経験も積んでいることから委員会が主催する講習会等は原則として行わない。ルール改正や審判活動の連絡事項等は日卓協委員会から周知されることとなっており、また日卓協のホームページも活用していただきたい。

② 公認審判員が対象

イ. 講習会等の実施は、委員会が実施するものである。

ロ. 今後も審判実務講習会等を適宜実施していく。

③ 全審判員が対象

委員会が、審判活動を今後も継続して行う全審判員を対象として、講習会を実施する必要があると判断した場合は、審判講習会等を適宜実施する。

講習会を実施する必要性の判断として、例えば

イ. 審判員としての判断に影響を与える日本卓球ルールの改正（例えばサービス・服装・バットマナー等）や審判法の改訂（例えばマルチボールシステムの導入・ジェスチャーの変更等があった場合

ロ. 大会で各審判員の審判実務を評価する中で、審判技法のレベルアップを図る必要があると認めた場合

ハ. 審判員から個別具体的な内容の提案があり、講習会を開催することが適当と認めた場合

等がある。

(3) 審判活動に係る意見・要望等

全審判員が日々の活動の中で、ルール解釈、審判実務上の質問・確認及び審判活動関連の意見・要望等がある場合は、委員会の窓口はいつでもオープンしていますので、委員会専用のメールアドレスを活用するか又は郵送により意見・要望、疑問点等の確認を行っていただきたい。（電話は、審判委員会として日々の対応が困難なため利用不可）

(4) その他

① 全日本選手権参加の審判員については、事前研修（審判員ブリーフィング）が行われる。

② 東京選手権等の全国大会時には、当日朝等に「競技上の注意」として、ルール改正や審判上の注意事項などが周知される。

③ 障害者卓球、STT等の審判員講習希望者には、それらの組織が実施している講習会の開催情報があれば、迅速に連絡・通知する。

④ 現在東卓所属公認審判員は 400 名以上の方が登録されており、その内 3 割強が上級公認審判員及び公認レフェリーとしての資格を有し、多くの方から審判活動の協力をいただいている。

2. 審判員協力依頼の基本的な考え方

(1) 本人からの希望があり、審判員として心身ともに健康で、審判技量等に特に問題がなければ、年齢に関係なく、機会均等に協力依頼を行っていく。

(2) 協力依頼人数を超えた場合は、これまでの協力依頼回数等を基本として、それに加え実務経験、審判技量、審判員資格等を総合的に勘案し決定する。なお、仕事ややむを得ない事情等の関係で週末（土・日・休日）しか審判協力が出来ない者については、1～2 日程度であっても極力協力をお願いしていくこととする。

3. 国内・国際審判員試験の受験資格について

(1) 公認レフェリー

- ① (公財)日本卓球協会及び(一社)東京都卓球連盟の会員である者
- ② (一社)東京都卓球連盟又は支部卓球連盟の役員歴を有する者
- ③ 上級公認審判員の資格取得から3年後の更新までに、又は受験直近の3年間に上記②に掲げる連盟が主催・主管する大会等の審判長(大会役員等も含む)を9回以上経験している者。
- ④ 全国大会の準決勝以上又は国際大会の主審・副審経験を有している者
- ⑤ 試合における正しい判断と迅速的確な処理が出来、また、審判員の実技・指導養成ができる者

(2) 上級公認審判員

- ① (公財)日本卓球協会及び(一社)東京都卓球連盟の会員である者
- ② 支部卓球連盟の役員歴を有する者
- ③ 公認審判員資格取得から3年後の更新までに、又は受験直近の3年間に(一社)東京都卓球連盟等が主催・主管する大会の審判実務を9回以上経験している者
- ④ 試合における正しい判断と迅速的確な処理ができる者

(3) 国際審判員

- ① (公財)日本卓球協会及び(一社)東京都卓球連盟の会員である者
- ② 公認レフェリー又は上級公認審判員の資格を有している者
- ③ 試合における正しい判断と迅速・的確な処理ができる者
- ④ 自分自身でパソコンもしくはタブレットの操作ができる者

4. 国内・国際審判員試験の受験に関する、委員会からの推薦について

(2022.4.1 施行)

- ① 公認レフェリー、上級公認審判員及び国際審判員の資格試験を受験しようとする者から受験申請書が提出された場合は、委員会から日卓協委員会あてに推薦事由を付した受験申請書を提出し、日卓協委員会において書類審査後、資格試験受験の承認可否が決定される。
- ② 公認レフェリー、上級公認審判員及び国際審判員の資格試験で連続2回不合格となった者については、2年間資格試験の受験について委員会から推薦は行わないこととし、ルールの研鑽、審判実務をより多く経験してもらうこととする。

5. 審判員専用メールアドレス(Gmail)の活用

これまでのアンケート意見の中でも、データでの送受信を希望する者が多かったため、審判員専用メールアドレス(ttff.umpire@gmail.com)を新設しました。

今後は、募集やアンケートの回答を、Google フォーム等インターネット上でも行います。

- (1) 審判員協力依頼、回答、決定等の通知はメールでも可能とします。
- (2) 審判員アンケートや試験結果の通知もメールでも可能とします。

- (3) ルール解釈、審判実務上の質問・確認及び審判活動関連の意見・要望等については、いつでも委員会にメールで行うことを可能とします。また、回答もメールで行うことにより、利便性の向上を図ります。なお、審判活動関連の要望で個別的な要望については、回答を控えさせていただく場合もあります。
 - (4) 資格試験の案内、問合せ、段位申請依頼及び審判用具、審判服等の問合せ等についてもメールでも可能とします。
- ※ 上記(3)(4)については、返信までに時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 審判協力日の不慮の事故(体調不良、家庭事情、交通機関の遅れ等)に対する、競技役員、審判長等への連絡をメールでも可能とします。

以上